

# 厚真町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 21 年 1 月

## 1 取組方針策定の目的

総務省の「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」及び「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について」に基づき、技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図るため、本町の技能労務職員の給与等に関する取組方針を策定するものです。

## 2 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与月額等のデータ

区分	公務員			民間		
	職員数	平均年齢	平均給与	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与
全体	3	42.5 歳	318,600 円	-	-	-
調理師	1	44.9 歳		調理師	40.9 歳	241,900 円
運転手	2	41.3 歳		運転手	45.3 歳	303,300 円

注 1) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注 2) 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータの平成 17 年～平成 19 年の 3 カ年平均を使用しています。

注 3) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

注 4) 個人が特定されるものについては公表していません。

### (2) 職種ごとの年齢別の人数

区分	31 歳未満	32 歳 }	36 歳 }	40 歳 }	44 歳 }	48 歳 }	52 歳 }	56 歳 }
		35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳
全体	0	0	1	1	1	0	0	0
調理師	0	0	0	0	1	0	0	0
運転手	0	0	1	1	0	0	0	0

( 3 ) その他給与に関する事項 ( 給与表、手当、昇給基準等 )

ア 給料表について

一般職給料表と同じ 6 級制の給料表による。

イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外手当・寒冷地手当・期末勤勉手当を、  
該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号俸 ( 55 歳以上の職員は 2  
号俸 ) を標準として昇給させています。

### 3 . 基本的な考え方

- ( 1 ) 技能労務職員の職員数については、民間委託や臨時職員で対応を検討し、退職者  
不補充とし、抑制を図っていきます。
- ( 2 ) 技能労務職員の給与関係については、民間事業の従業員との均衡を考慮するとと  
もに、国や北海道における同種の職員給与等を勘案し、職務の性格や内容に相応  
しい給与水準となるよう、適正化を図っていきます。

### 4 . 具体的な取組内容

- ( 1 ) 給料表については、現在の行政職給料表 ( 一 ) を適用することとしますが、民間  
事業者との均衡を考慮し、職務の性格や内容に相応しい給与水準となるよう適正  
化を図っていきます。
- ( 2 ) 職員手当における特殊勤務手当は廃止していますが、その他の手当についても、  
国や北海道に準拠し、引き続き適正化を図っていきます。

### 5 . その他

基本的には退職不補充とし、民間委託や臨時職員等での対応を検討し、一般行政職へ  
の任用替についても検討を進めていきます。